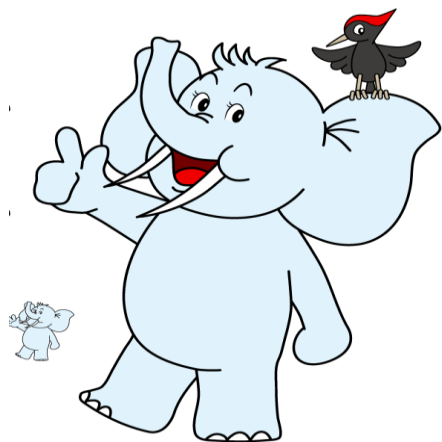


幕別町 自立支援協議会



パオちゃんとクマゲラちゃん

1. 自立支援協議会とは



法的根拠 「障害者総合支援法 第八十九条の三 協議会の設置」

障害者総合支援法

(協議会の設置)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う者とする。

(「障害者自立支援協議会」は平成18年4月に施行された『障害者自立支援法』によって創られました。総合支援法によって『協議会』に変わりましたが、名称は各都道府県・市区町村によって決めてよいことになりました。)

障害者総合支援法の条文による自立支援協議会の目的
障害者等への支援の体制の整備を図ること

官民協働で街づくりをしていく場

協議会というと、民間が行政に要望や陳情をする場のイメージがありました。でも、幕別町自立支援協議会は行政と民間が対等な関係で、障がいのある人もない人も平等に暮らせる地域づくりを検討する場としています。官民がお互いを尊重し合い、地域の課題を共有し、力を合わせて解決を図る官民協働を基本としています。自立支援協議会に参集した私たちは、柔軟な思考と試行錯誤、創造性を発揮して共生社会を目指します。住民個々人の困り事や様々な意見が出される場であることから、全員が守秘義務を基本として参加する会になっています。

2. 幕別町自立支援協議会について

現在までの経過

平成18年4月 障害者自立支援法施行 障害者自立支援協議会の制度化

平成19年8月25日 「幕別町自立支援協議会」設置

平成23年 「就労支援部会」設置

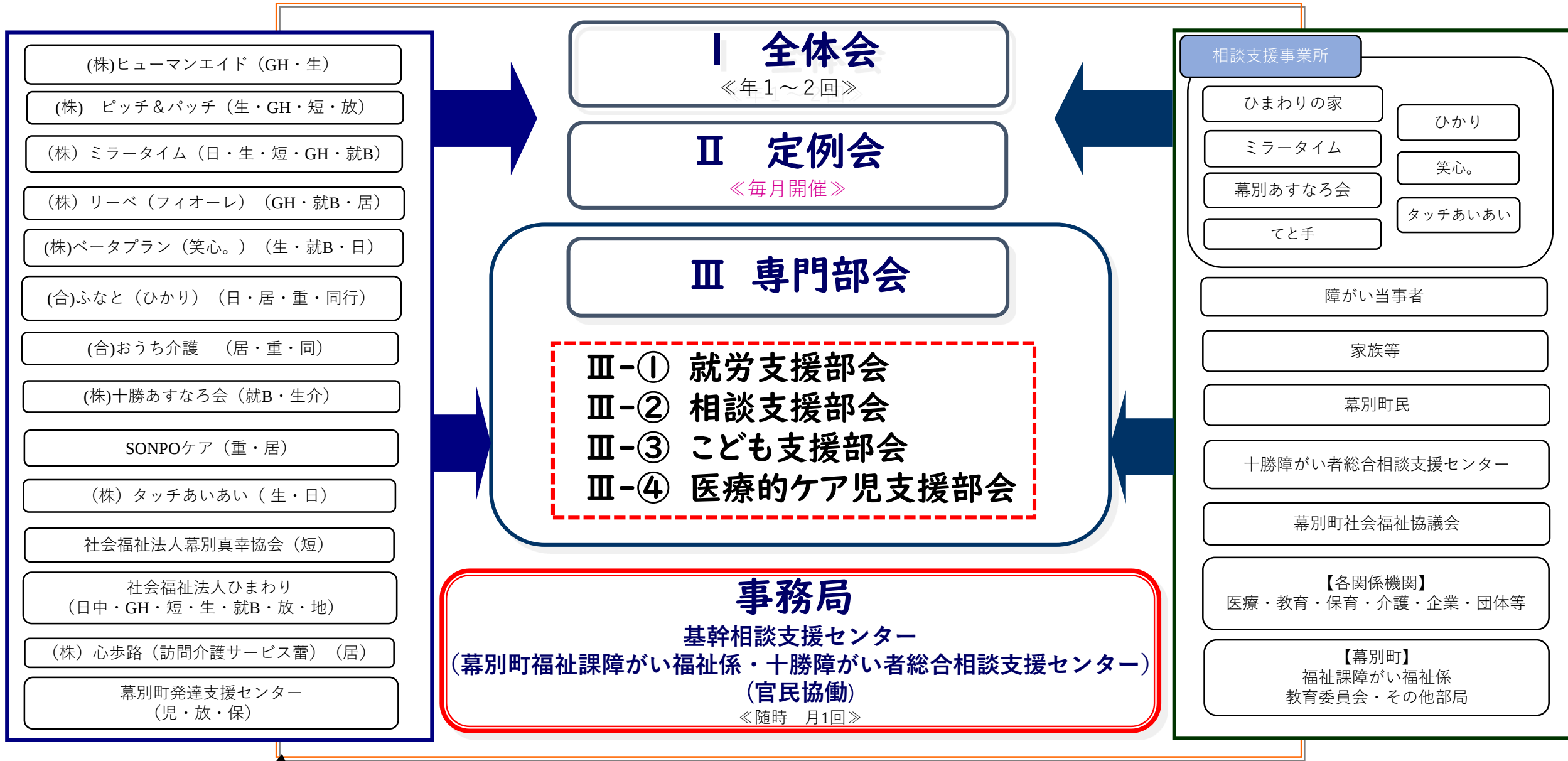
平成26年 「相談支援部会」設置

平成28年 「こども支援部会」設置

令和 2年 「医療的ケア児支援部会」設置



幕別町自立支援協議会



3. 各会議について



I. 全体会

幕別町は14名の委員を委嘱しています。

〈頻度〉 年1～2回

〈構成〉 幕別町では、障がいや疾病を抱えた当事者、家族、教育、医療、雇用等と障がい福祉関係者、その他多様な専門職など**14名**が委員として委嘱されています。

〈内容〉 定例会や各専門部会からの活動報告や行政からの障がい福祉施策報告や障害者虐待防止法や差別解消法などの相談や通報などの実績等の報告を受け、地域課題を共有し、障がい者支援体制や暮らしやすい街づくりのために官民協働で協議します。

その他幕別町障害福祉計画の協議と推進のための調査や施策提言等行います。

Ⅱ．定例会

だれもが参加できます。

〈頻度〉 毎月開催（原則第4火曜日 18:00～ ）

〈構成〉 障がい者や家族、町内外の障がい福祉関係者、医療・教育・雇用等の関係者の他、誰でも幅広く参加することができます。

〈内容〉 当事者や家族、支援者などに加えて地域住民の声や困り事や希望などや、みんなが日頃感じていることや地域課題、新しい制度や町の取り組みなどについて学び、共有する場です。必要に応じてグループワークなどにより検討をします。

〈例えば〉 当事者の声を聴いたり、制度のことや、防災、病気のことなどを学びます。



Ⅲ. 専門部会 必要に応じて設置することができます。

現在は相談支援部会、就労支援部会、こども支援部会、医療的ケア児支援部会の4専門部会があります。基本的に関心のある町民が参加できます。部会によっては決められた人だけや、関心のある人が参加できる部会、専門家の参加を求めるなど、多様な構成員によって成り立っています。

〈設置の流れ〉 個別支援の過程で地域課題となることについて、必要に応じて設置されます。

〈頻度〉 各専門部会ごとに決めています。

〈構成〉 各部会には、部会長・副部会長(必要時)が決められています。

〈内容〉 部会は専門領域を決めていますので、それぞれの立場から地域課題の解決に向けて取り組み、必要に応じて社会資源の改善や開発などにより、住民がより良い生活が求められるように具体的な検討を行います。

〈その他〉 あくまでも、住民個々人の障がいや疾病を抱えての生活課題の解決・改善を目的にしています。事例ごとに検討し、課題によっては臨時的にプロジェクトチームを設置し解決することもできます。

Ⅲ-①. 就労支援部会

働きたい障がい者に対して支援する体制を検討します。



〈設置の流れ〉 就労支援事業所に通う障がい者から就労への希望があったことや、関係者などからも、働くことへの意欲向上支援やスキルアップにつなげられないか等の地域課題があったことから就労支援部会は設置されました。

〈目的〉 町内の障害をもつ人たちが、地域で普通に働ける就労機会を増やし、一人一人の状態に合わせた多様な条件で働けるシステムをつくることです。

〈構成〉 ・ 町内の就労支援事業所 ・ 中札内高等養護学校および幕別分校 ・ 幕別清陵高校
・ 帯広養護学校 ・ 十勝障がい者就業・生活支援センター ・ 町商工観光課 ・ 町商工会
・ 相談支援事業所・ハローワーク
・ 福祉課障がい福祉係、十勝障がい者総合相談支援センター

〈内容〉 障がい者の就労に関わる課題の検討、就労支援体制の整備について、その他、障がい者の就労に関わること等を行います。

Ⅲ.-② 相談支援部会 個別相談を基本に生活支援のために検討する場です。

〈設置の流れ〉 相談支援とは、障がいがある人の夢と希望を叶えるものです。この一人ひとりの支援が街づくりの基本となります。

住民の安心は、困った時にすぐに相談でき対応してくれることです。そのために相談支援部会が立ち上がり、相談支援の知識と技術を学び合い、質の向上を図り、資源の利用調整、必要な社会資源などを検討する場として設置されました。

〈目的〉 個別相談支援の課題整理と解決へ向けての検討の場
個別相談支援から地域課題抽出と全体会等への提案
相談支援専門員の学習・知識と技術の向上等、資質向上の活動。

〈構成〉 町内及び住民の相談支援を担当している町外の相談支援事業所
関係行政機関の職員等、その他必要に応じて必要な者。

〈内容〉 毎月定例的に開催される 相談支援事例検討 技術・知識の習得等
制度等の学習 地域課題の抽出 その他



Ⅲ.- ③ こども支援部会

親の心配から始まるこども支援は未来に向けて大切です。

〈設置の流れ〉 課題を抱えた児童(0歳から18歳まで) とその家庭(保護者)に対し、こどもにとってより良い環境整備と支援について、関係者が有機的な連携やサポート体制づくりを協議する場として設置されました。

〈目的〉 幼児期から成人期まで一貫した支援を実現するため、保護者、障がい児支援に携わる関係者が集まり、支援のネットワークを作り、障がい児と保護者が安心して暮らせる地域づくりや個別の支援についての検討や意見交換を行い、支援の充実を目指します。

〈構成〉 ・町内の保育所、幼稚園、小中高等学校、特別支援学校の教員等
・町内の障がい児通所サービス支援事業所、相談支援事業所等
・町保健課・町こども課 ・町学校教育課 ・必要に応じて他市町村の関係者
・福祉課障がい福祉係 ・十勝障がい者総合相談支援センター



〈内容〉 ・障がいのある児童及び家庭支援について検討 ・地域の療育や福祉サービスを充実させるために必要な課題の検討 ・発達障がいの理解を深めるための学習会や啓発
・その他障がいのある児童の支援に関すること

〈その他〉 必要なこどもについては、支援者等からの求めに応じてケース会議を開催します。



Ⅲ.-④ 医療的ケア児支援部会

医療的ケアを必要とするこどもは増えています。保育所や教育の利用や就労などの体制づくりが必要です。

〈設置の流れ〉 平成17年～29年まで町内の医療的ケア児について保護者の要望などについて関係機関が協議し、支援に必要な環境整備として保育所、義務教育時の看護師配置の体制確保を行ってきました。この経験から平成30年度に今後も医療的ケア児が発生することを想定し、これまでの支援体制を活かした仕組みづくりが必要であることから「医療的ケア児支援部会準備会」を経て令和2年度に部会が設置されました。

〈目的〉 ・町内の医療的ケア児の早期の現状把握 ・適切な医療、保育、教育、保健などが受けられるシステムづくり ・幕別町子どもの権利条例(平成22年7月1日施行)に定める権利の実現。

〈構成〉 ・医療機関(おち小児科) ・訪問看護ステーション(かいせい)
・町保健課、町こども課、町学校教育課、福祉課障がい福祉係、十勝障がい者総合相談支援センター

〈内容〉 ・医療的ケア児、医療的配慮が必要な児童に関わる課題の共有、支援体制の協議等
・保育、教育と医療、福祉の連携に関すること ・医療的ケア児、医療的配慮が必要な児童に関する支援体制の整備に関すること ・その他、医療的ケア児、医療的配慮が必要な児童に関すること。

〈その他〉 必要なこどもについては、ケース会議を開催します。

IV. 事務局会議

協議会を運営するための会議です。事務局は福祉課障がい福祉係に置かれています。

〈頻度〉 必要に応じて適宜開催されます。

〈構成〉 会長・副会長、

基幹相談支援センター（福祉課障がい福祉係、十勝障がい者総合相談支援センター）

〈内容〉 自立支援協議会の運営全体の協議を官民協働で行います。

基幹相談支援センター（福祉課障がい福祉係と十勝障がい者総合相談支援センター）が中心となり、各専門部会との連携、運営のための会議を開催します。

必要時には「拡大事務局会議」として専門部会部会長に参加してもらうこともあります。

お問合せ先

幕別町保健福祉部福祉課障がい福祉係

電話：0155-54-6612 F A X：0155-54-3839

e-mail：shogaifukushikakari@town.makubetsu.lg.jp

